

平成13年度

バイオインフォマティクス推進事業

研究開発提案募集のご案内

科学技術振興事業団

平成13年6月

目次

I . 事業の概要	1
1 . 事業の趣旨.....	1
2 . 事業のしくみ.....	1
II . 平成13年度応募要領	4
1 . 応募資格.....	4
2 . 研究開発提案.....	4
3 . 研究開発費.....	5
4 . 研究開発実施及び研究開発期間.....	6
5 . 採択課題数.....	6
6 . 応募締切.....	6
7 . 申込書及び研究開発計画書（案）の作成.....	6
8 . 申込書及び研究開発計画書（案）の提出.....	6
9 . 応募の手続き.....	7
10 . 研究開発課題の選定.....	7
11 . 代表研究者の責務.....	7
別添 1 . バイオインフォマティクス推進事業研究開発の概念図.....	9
別添 2 . 研究開発実施体制（研究開発契約の種類とその概要）.....	10
別添 3 . 課題選考基準.....	12
別添 4 . バイオインフォマティクス推進事業研究開発申込書.....	13
様式 1 . バイオインフォマティクス推進事業研究開発申込書.....	13
様式 2 . 研究開発課題要旨.....	14
様式 3 . 研究開発構想.....	15
様式 4 . 研究開発実施体制.....	17
様式 5 . 研究開発概要.....	18
様式 6 . 代表研究者の業績あるいは論文リスト.....	19
様式 7 . 助成等の有無、その他.....	20
別添 5 . 研究開発計画書.....	21
1 . 研究開発の実施体制.....	22
2 . 3年間（または5年間）の所要額.....	22
3 . 研究開発スケジュール.....	23

科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）では、平成13年度に「バイオインフォマティクス推進事業」を発足させましたが、この度、平成13年度の課題提案を、大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、企業等の研究機関に所属する研究者から広く募集いたします。つきましては、以下の要領にてご提案いただきたく、ご案内申し上げます。

1. 事業の概要

1. 事業の趣旨

平成12年度に、科学技術会議ライフサイエンス部会ゲノム科学委員会にゲノム情報科学ワーキンググループが設置され、今後の我が国のゲノム情報科学の戦略が策定されました。また、科学技術会議諮問第25号では、ITの戦略的な推進として生命の情報機能の解明とその知見を活用した画期的な情報処理手法の探求が重要とされています。さらに、平成13年度の科学技術会議重点指針ではバイオインフォマティクスが重点化の対象となっています。

このような流れを鑑み、1)データベースが整備されることで実現が可能になる大量、多彩な情報源からの計算機処理による新たな知識発見、知識表現の方法論、技術の開発(「情報生物科学に関わる創造的な研究開発」)及び、2)情報技術と融合した新しい計測技術の開発により得られる新しいタイプの生命情報の処理技術やデータベースのプロトタイプ研究開発など、研究の発展に伴い発生する新規情報の有効活用に寄与する開発(「情報科学と生物科学との融合型アプローチによる研究開発」)を推進するものです。国からの出資金で行われるこの事業の性格に鑑み、ITとバイオサイエンスを一体として活用する研究開発を促進し、新しい医療や新産業へ展開することを目標に、ゲノム情報科学の展開に不可欠な生物情報科学の研究開発、及び生物・情報知識融合型解析ツールの開発の進展を目指します。

2. 事業のしくみ(別添1を参照して下さい。)

- (1) 事業団が定めた特定の研究開発分野(4ページ参照)について、研究開発課題の提案を募集します。
- (2) 本事業は、研究者個人でも応募ができますが、研究者が複数で応募する場合は、研究開発を代表する者(以下「代表研究者」といいます。)を選定していただき、研究開発を実施することになります。代表研究者は、研究開発実施期間を通じ、研究開発の実施、予算の管理等研究開発全体に責任を持つこととなります。
- (3) 応募された研究開発提案は、事業団が設置した選考委員会(「バイオインフォマティクス委員会」といいます)の選考を受け、事業団が研究開発の課題を選定します。

(4) 課題が選定されますと、事業団は、原則として研究開発に携わる研究者（代表研究者及び共同提案者）の所属する研究機関と共同研究開発契約を締結します。事情によって、研究機関が国公立大学、国公立大学附置研究所、大学共同利用機関の場合、受託研究開発契約となる場合があります。

(別添2を参照して下さい。)

(5) 研究開発課題が選ばれますと、代表研究者と相談の上、研究開発実施の基本となる研究開発計画および初年度の実施計画を決めます。実施計画は毎年度ごとに作成いたします。

(6) 研究開発契約が締結された後、研究開発を実施していただきますが、期間は原則として3年間を予定しています。研究開発開始3年目に評価を行い、評価の結果、きわめて優れた成果が得られ、研究開発を継続することでさらに発展するなどの重要性を認めた場合、研究開発期間を2年間延長し得ます。

(7) 研究テーマ当たりの研究開発費は、応募時点で詳細な数字を明記していただく必要はありませんが、提案される研究開発の実態に合わせて以下に示す3つのカテゴリから1つを選択していただきます。後で述べる「研究開発費の対象」の総額がいずれに該当するかでご判断下さい。なお、この研究開発費総額は全研究開発期間の総額を年平均したものを考えます。

- (1) タイプ : 研究開発費総額が、3千万円程度～5千万円程度/年の規模の研究。
- (2) タイプ : 研究開発費総額が、9千万円程度/年の規模の研究。
- (3) タイプ : 研究開発費総額が、1.5億円程度/年の規模の研究。

(8) 研究開発の成果としての特許等の工業所有権の扱いは以下の通りです。

共同研究開発契約に基づき研究開発を推進する場合は、事業団と発明を行った研究者又は研究機関との共有といたします。但し、研究者が所属する研究機関に権利を譲渡した場合、事業団と研究機関との共有になります。

受託研究開発契約に基づき研究開発を推進する場合は、出願は原則として国立大学、国立大学附置研究所、大学共同利用機関が行うことになります。特許等が成立した時点で、研究交流促進法に基づき、事業団は権利の一部の譲渡を受けます。特許等の出願に際して費用が発生した場合は、持ち分に応じて費用を負担していただきます。また、維持及び管理に係わる費用も同様です。

事業団は特許等の実施許諾権を有しますが、共有権者は優先的に特許等を実施することができます。

(9) 研究開発の成果としてのプログラム・データベース等の著作権の扱いは以下の通りです。

共同研究開発契約あるいは委託（受託）研究開発契約に基づき研究開発を推進す

る場合は、事業団とプログラム・データベース等を作成した研究者又は研究機関との共有を原則といたします。但し、研究者が所属する研究機関に権利を譲渡した場合、事業団と研究機関との共有になります。

事業団はプログラム・データベース等の著作権の使用許諾権を有しますが、共有者は優先的に著作権を利用することができます。

- (10) 本事業に参加する研究者は、国内外に対し、知的所有権の取得・維持・管理に支障のない範囲で成果を発表することができます。こうした機会を通じて、研究開発成果等についての外部の評価を得、これらをその後の研究開発運営に活用していきます。

また、研究開発を行った成果として、データベースやプログラム等が作成された場合は、著作権の共有者と協議し、事業団自らあるいは共有者がネットワーク等を通じて無償での公開あるいは無償で利用できるような提供することで広く成果を普及することとしています。

- (11) 研究者が研究開発の成果を発表する場合は、代表研究者の了承を得た後、事業団に公表前に通知するものとし、論文には自己の所属先とともに事業団の事業による研究開発の成果であることを明示していただきます。

- (12) 代表研究者からは、各年度毎に研究開発の進捗状況等の報告書を、研究開発終了時には研究開発終了報告書を事業団に提出していただきます。さらに、事業団が開催するシンポジウムにおいて研究開発の成果を発表していただきます。また、各年度末及び研究開発終了時に経理報告書を提出していただきます。

- (13) 事業団は、研究開発開始3年目に評価を行い、評価の結果、きわめて優れた成果が得られ、研究開発を継続することでさらに発展するなどの重要性を認めた場合、研究開発期間を2年間延長し得ます。また、かならず研究開発終了後、さらに必要に応じて研究開発の途中で研究開発課題に関する評価を行います。

平成13年度応募要領

1. 応募資格

研究開発の課題提案は、研究者個人あるいはチームを編成する場合はそれを代表する研究者（以下いずれも「代表研究者」といいます。）から行っていただきますが、その要件は以下の通りです。

- (1) 自らが提案する研究開発課題の発案者。
- (2) 現在、国内の大学、特殊法人、特別認可法人、公益法人、企業、独立行政法人等に所属する研究者。
- (3) 研究開発実施期間を通じ、研究開発の責任者として研究開発全体に責務を負っていただける研究者。そのため原則として同一研究機関に在籍し、研究開発に力を注げることが前提となります。

2. 研究開発提案

対象となる研究開発課題

この研究開発領域は、生物科学情報から、生物現象の原理や法則を発見し、体系化するための情報科学と生物学が融合して研究する領域を対象とするものです。

具体的には、生物の構造、機能、関係などの生物学的データの生産者と情報科学的解析手法の提案者が協力し、新しい生物学上の発見や情報学の新たな創造へとつながるような、データ処理、データ表現を創出する研究開発などです。また、特定の生物現象や生物の共通原理の探求を目的とした実験を情報科学的視点からデザインし、情報学的に予測された理論を生物学的に検証、補完し、さらに、それらの成果が、情報科学的、生物学的研究のインセンティブとして機能する21世紀のバイオインフォマティクスの確立を目指します。

生物という複雑な対象を扱い、原理を解明していく上において、多種多様な情報を考慮することは必須であり、生物科学と情報科学はこの目標にアプローチするための両輪であると言えます。そこで、両方のポテンシャルを持つ研究者、研究グループの参加を求めます。思考実験にとどまらず、データを収集し、検証していく過程で生物学的、情報科学的発想、問題解決手法がそれぞれに活かされ、生物科学上の発見をもたらすことを期待しています。

1) 情報生物科学に関する創造的な研究開発

実際の生物研究から発生した情報源（データベース、実験、文献）に由来するデータを解析し、生物科学的発見にむすびつく知識発見、知識表現にかかわる方法論お

よび技術の研究開発。

2) 情報科学と生物科学との融合型アプローチによる研究開発

新規に開発された実験手法による新しいタイプのデータの発生、既存のデータ種の増大、多様化を対象とした、データの採取から蓄積、解析に至る一連の情報処理技術の研究開発。これには新しい切り口や焦点の提案を含みます。生物科学者と情報科学者とが協力し合い、データ生産と協調しつつ、情動的観点から実験デザインし、結果をフィードバックすることにより、目標とする事象に対してダイナミックなアプローチを行う研究開発。単に実験規模のスケールアップやオートメーションのための開発は含みません。

また、時間的ファクター、定量性等、これまでの生物的データの収集において欠落、あるいは未測定 of データであって、生物現象の記述や再現において重要なファクターとなりうるデータを獲得するための方法論、技術の開発及び、その結果獲得したデータの知識化、体系化のための情報処理技術の開発。技術開発のみではなく、実際にデータを収集し、特定の現象または普遍的法則を再現または、モデル化することが目的である研究開発。

3. 研究開発費

一研究テーマ当たりの研究開発費は、応募時点で詳細な数字を明記していただく必要はありませんが、提案される研究開発の実態に合わせて以下に示す3つのカテゴリーから1つを選択していただきます。後で述べる「研究開発費の対象」の総額がいずれに該当するかでご判断下さい。なお、この研究開発費総額は全研究開発期間の総額を年平均したものと考えます。

- (1) タイプ : 研究開発費総額が、3千万円程度～5千万円程度/年の規模の研究。
- (2) タイプ : 研究開発費総額が、9千万円程度/年の規模の研究。
- (3) タイプ : 研究開発費総額が、1.5億円程度/年の規模の研究。

[注]

- ・タイプ 、 、 の各研究開発費として、ある程度の幅を持たせて考えていただいで結構です。研究開発課題1)に対応する研究開発費がタイプ 、 研究開発課題2)に対応する研究開発費がタイプ や となります。
- ・面接選考においていただく代表研究者(生物科学者と情報科学者との共同研究の場合は2人)には、面接時に平成13年度(半年分+設備費)、平成14年度のおおよその予算額および全研究期間の総額をお示しいただくこととなります。
- ・選定された後、詳細かつ速やかに研究計画および予算を検討させていただきます。その結果が必ずしも面接時にお示しいただいた金額となるわけではありません。
- ・上記研究費のカテゴリーは、現時点での予算規模から想定したものであり、採択テーマ数、今後の予算の推移によっては減額となる可能性もあります。
- ・平成14年度以降の研究費は、予算の全体枠や研究の進捗状況等を考慮し、年度毎に決定していきます。
- ・研究開発費には、不足する設備の購入費、材料費、光熱水費、ワークショップやシ

ンポジウム開催費、雇用する研究員等の給与、業務委託費（システム開発費）、旅費、情報機器に関する費用等が含まれます。

4 . 研究開発実施及び研究開発期間

研究開発契約が締結された後、研究開発を実施していただきます。原則として3年間で所要の成果を達成できること、あるいは、達成する見通しが得られることを条件とします。研究開発開始3年目に評価を行い、評価の結果、きわめて優れた成果が得られ、研究開発を継続することでさらに発展するなどの重要性を認めた場合、研究開発期間を2年間延長し得ます。

5 . 採択課題数

今年度は、1) 情報生物科学に関わる創造的な研究開発4課題程度、2) 情報科学と生物科学との融合型アプローチによる研究開発2課題程度、を予定しています。

6 . 応募締切

平成13年7月31日（火） 消印有効

（上記期日を過ぎた場合には受理できなくなりますのでご注意ください。）

7 . 申込書及び研究開発計画書（案）の作成

- ・別添4の様式に従って申込書（様式1～7）を作成して下さい。
- ・別添5の研究開発計画書作成要領に従って、研究開発計画書（案）も同時に作成して下さい。
- ・提出書類の様式は、別添4及び5を参考にし、標題、項目及びその順番を満たしていただければ、自由とします。
- ・A4用紙になるべくワープロで作成して下さい。申込書と研究開発計画書（案）は、一緒にして、右下に全体の通しページをご記入下さい。
- ・別添4の申込書（様式1）の応募分野について必ず1つのみに 印を付けて下さい。
- ・代表研究者が、国（科学研究補助金、科学技術振興調整費）あるいは特殊法人等（科学技術振興事業団、日本学術振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、情報処理振興事業協会（IPA）、生物系特定産業技術研究推進機構（BRAIN）、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品機構）、通信・放送機構（TAO）、運輸施設整備事業団等）の研究開発推進制度で採択された研究課題グループの一員となり、自己の研究資金として年間一千万円以上受けている場合、機関名、研究テーマ名、金額（年間）をお書き下さい。（申請中も含まれます。）
- ・受理後の修正はお断りいたします。ただし、研究開発課題が選定された後、代表研究者と相談のうえ若干の変更をお願いすることがあります。

8 . 申込書及び研究開発計画書（案）の提出

- ・申込書及び研究開発計画書の提出部数は、原本1部、コピー5部（左肩ホチキス留め）です。

- ・ 申込書は審査以外の目的には使用せず、応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ・ 申込書及び研究開発計画書（案）は返却いたしません。

9．応募の手続き

- (1) 応募に際しては、あらかじめ所属機関の了解をお取り下さい。
- (2) 申込書及び研究開発計画書（案）は、事業団バイオインフォマティクス事業推進室 B I R D（住所は下記）あて簡易書留でご送付下さい。なお、封筒表面に朱書きで「バイオインフォマティクス申込書在中」と記入して下さい。
- 募集締め切り後、2週間程度で受理通知をご本人にお送りいたします。2週間を超えて受理通知が届かない場合はお問い合わせ下さい。なお、申込書等に不備がある場合、受理できない場合がありますのでご注意ください。

< 申込書送付先 >
科学技術振興事業団 バイオインフォマティクス推進室 B I R D
〒102-0081
東京都千代田区四番町 5 番地 3 サイエンスプラザ 1 階

10．研究開発課題の選定

- (1) 研究開発課題は、バイオインフォマティクス委員会にて書類審査を行い、必要に応じて書類審査の合格者に対して面接審査を行い、それを基にしてバイオインフォマティクス委員会にて選考いたします。選考結果に基づいて事業団は研究開発課題を選定いたします。なお、研究開発課題の選考にあたっての基準は別添3のとおりです。
- (2) 書類選考の結果については、採否にかかわらず、ご通知いたします。

11．代表研究者の責務

- (1) 研究開発の推進及び管理
- 研究開発の推進全般について、進捗管理、報告書等の提出、研究開発チームへの事務連絡、予算の執行状況の把握等責任を持って行っていただきます。
- (2) 研究開発成果の発表及び報告
- 知的資産の形成（知的所有権の取得等）に心がけていただきます。また、国内外に研究開発成果を論文等で発表することができます。その際、公表前にあらかじめ事業団に通知するとともに、科学技術振興事業団によるバイオインフォマティクス推進事業の成果である旨の記述を行っていただきます。
- また、研究開発終了時に、終了報告書及び経理報告書を提出していただくとともに、

事業団が開催するシンポジウムにて研究開発の成果を発表していただきます。

(3) プログラム、データベース等の案内・流通

研究開発を行った成果として、プログラム、データベース等が作成された場合は、著作権の共有者と協議し、事業団自らあるいは共有者がネットワーク等を通じて無償での公開・提供を条件としています。また、そのための作業に協力をお願いすることがあります。

(4) その他

事業団と研究機関等との契約、その他事業団の諸規定等に従っていただきます。

ご質問等は、下記までお願いいたします。

科学技術振興事業団

バイオインフォマティクス事業推進室 BIRD

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5 番地 3

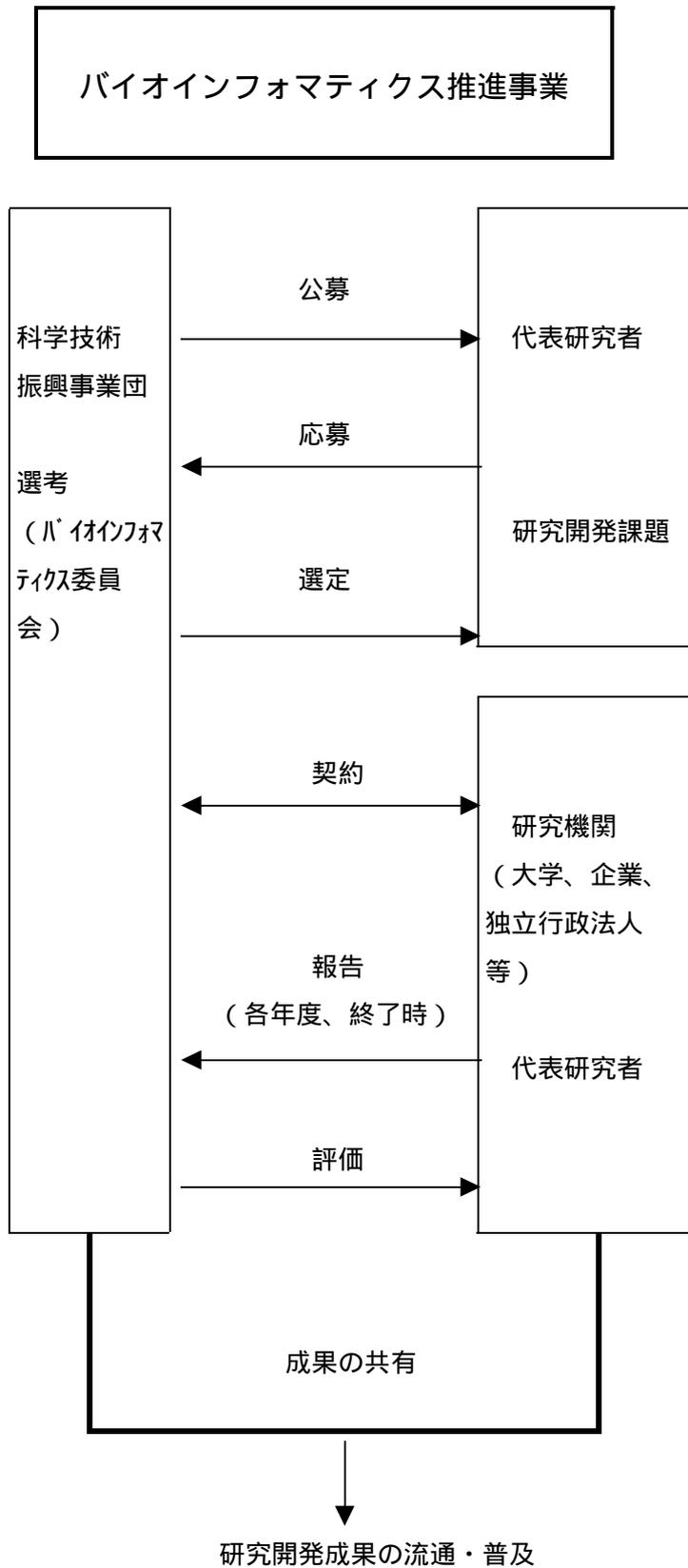
TEL:03-5214-8415

FAX:03-5214-8414

電子メールアドレス

staff-rd@bird.jst.go.jp

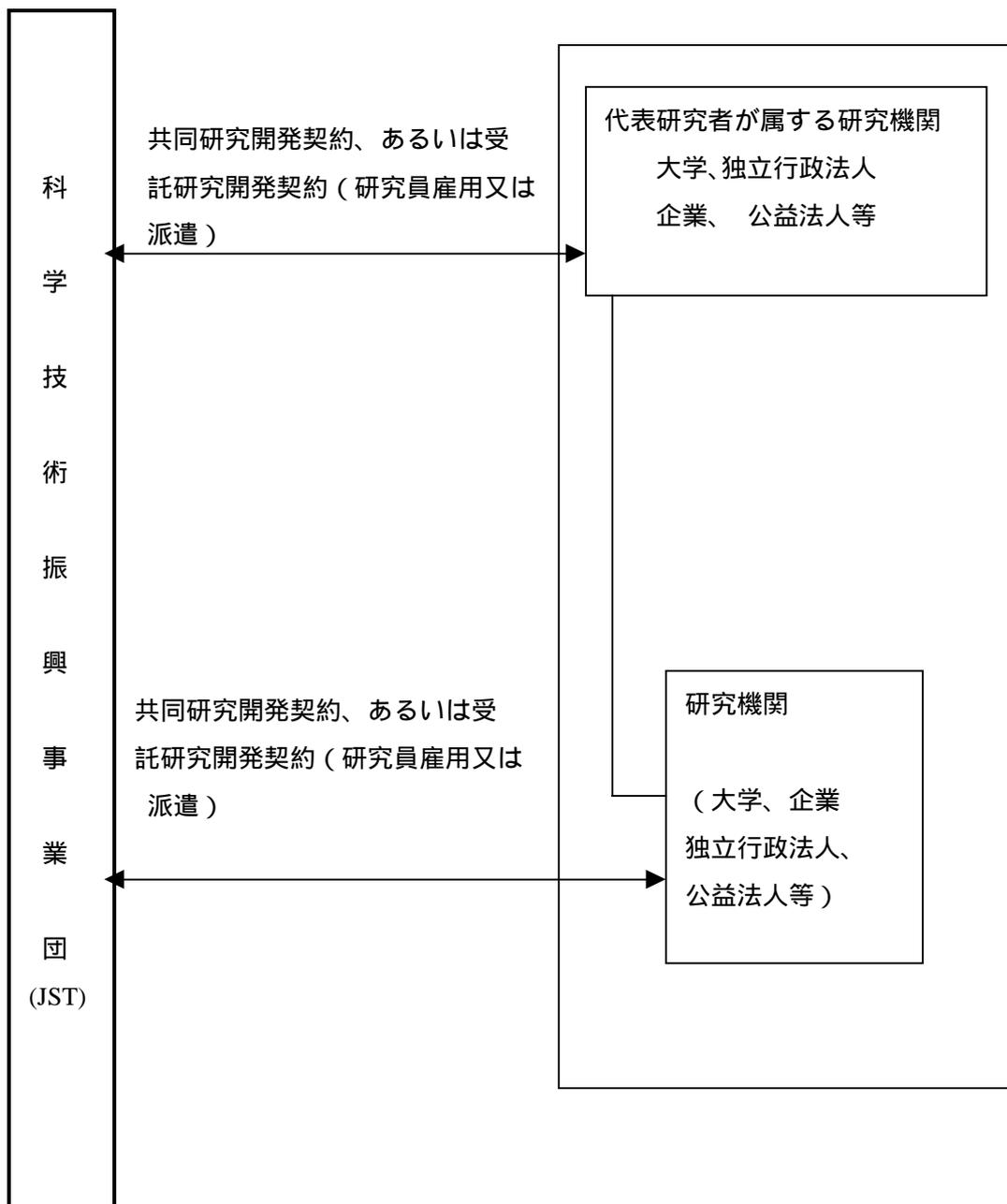
(別添1)



研究開発実施体制

事業団と代表研究者、研究者、研究者の所属する研究機関との関係及び実施体制を下図に示します。

研究開発実施体制のイメージ



研究開発契約の種類とその概要

1．共同研究開発契約

各機関の作成の研究開発契約書に基づき契約を締結します。

1) 研究開発経費の支払い方法

共同研究開発契約に基づき事業団負担分については事業団が随時支払います。

2) 物品等の取扱い

事業団負担分については事業団が購入しますが、所有権は事業団に帰属します。

3) 研究員等の取扱い

事業に専任する研究員については、事業団が雇用し研究機関に派遣することが可能です。

4) 成果の取扱い

知的所有権については、事業団と研究者又は研究機関との共有になります。

2．受託研究開発契約（国公立大学）

国公立大学作成の受託研究開発契約書を必要に応じて修正し、契約を締結します。

1) 研究開発経費の支払い方法

研究機関からの納入告知に基づき、事業団が一括して支払います。

2) 物品等の取扱い

購入の場合には所有権を事業団に帰属させるため、事業団が購入し研究機関に提供（20万円以上の物品等）し、管理を研究機関側をお願いすることになっています。

3) 研究員等の取扱い

事業に専任する研究員については、研究機関が雇用できる場合を除き、事業団が雇用し派遣することができます。

4) 成果の取扱い

工業所有権については当初研究機関の所有となりますが、最終的には研究交流法（第7条）に基づき事業団との共有になります。プログラムやデータベース等の著作権については当初から事業団と研究機関との共有になります。

課 題 選 考 基 準

課題選考にあたっては、情報生物学の推進に寄与すること、創造的で新しいアルゴリズムや仮説提案につながる可能性を有していること、特定分野の研究開発であることを必須とし、研究開発計画及び体制が整備されていることを条件とします。

1. 課題

- a 情報生物学の創造的な研究開発を志すこと
- b 創造的で新しいアルゴリズムや仮説提案につながる可能性を有していること
- c 研究成果は公開されること
- d 研究開発に適時性があること

2. 代表研究者

- a 自らが創造的な研究構想の発案者であること
- b 活力、統率力を有すること
- c 所属機関等と事業団が共同契約または、委託（受託）研究契約を締結して研究開発を実施することが可能であること。

3. 研究開発計画及び体制

- a 研究開発の目標設定が具体的であり、3年間で所要の成果を達成できること、あるいは、達成する見通しが得られること。
- b 実施体制が整備されていること。
- c 適切な研究実施体制、実施規模であること。

4. その他の条件

同じ時期に、代表研究者は国や特殊法人（科学技術振興事業団、日本学術振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、情報処理振興事業協会（IPA）、生物系特定産業技術研究推進機構（BRAIN）、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品機構）、通信・放送機構（TAO）、運輸施設整備事業団等）が推進する大型の研究開発事業の課題の代表者になっていないこと。

(別添4)

(様式1)

バイオインフォマティクス推進事業研究開発
申込書

ふりがな 代表研究者 氏名	(印)	生年月日	昭和 年 月 日(歳)
ふりがな 現住所	〒 Tel. Fax.		
所属機関	ふりがな 所在地	〒 Tel. Fax.	
	機 関 名 所属部署	役 職 名	
連 絡 先	現住所・所属機関・その他(〒) ・ E-mailアドレス (該当する連絡先に をつける)		
最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業 (昭和 年 博士号(学)取得(大学))		
研究歴 あるいは 業務歴 (主な職歴と研 究開発の内容)	(研究歴の記入例) 昭和 年 ~ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年 ~ 年 研究所 研究員 に関する研究に従事 平成 年 ~ 年 大学 学部教授 について研究 (業務歴の記入例) 昭和 年 ~ 年 会社 開発員 の開発に従事 平成 年 ~ 年 会社 主任開発員 をリーダーとして開発		
応募分野	情報生物学に関する創造的な研究開発 情報科学と生物学との融合型アプローチによる研究開発 (該当する分野の一つのみに 印を必ず付けて下さい。)		

(注) 申込書の様式中、イタリック体の記述部は提案書類から除いて下さい。(p /)

(様式3)

研究開発構想

(必要に応じて図等を用いていただいても結構です。)

具体的な背景(当該研究開発構想に至った経緯)、国内外の類似研究開発の現状、今回推進する研究開発内容、他の研究開発との相異点を項目毎に整理しA4用紙3枚程度(図・表等を含む)で記入して下さい。
(ワープロで作成される場合は罫線は不要です。)

(p /)

この研究開発の終了後の構想、考え得る知的資産の形成の内容、将来的な
社会への貢献の内容等について、A4用紙半枚～1枚程度で記述してくださ
い。(ワープロで作成される場合、罫線は不要です。)

(p /)

(様式 4)

研究開発実施体制

研究開発の研究者の構成

研究開発に参加する主な研究者の氏名（所属機関、部署、役職、分担）
代表研究者は名前の後に（代表研究者）と明記して下さい。その他は共同提案者とみなします。

(注) 未定のものがあったとしても結構ですが、現在想定しうる研究開発の構成についてご記入ください。

(p /)

(様式 5)

研究開発概要

研究開発実施場所 の予定	現申し込み時点では場所の確保について所属機関の 了承を得る必要はありません。
本研究開発で使用 する主な設備、 施設等	(既に使用しており、本研究開発でも継続して利用可能なもの) (新規に購入する必要のあるもの)
新たに雇用又はJST からの派遣を希望す る研究員や技術員の 人数 (可能であれば 氏名も記入)	(記入例) 研究員 2 名 (うち外国人 1 名) 山 夫 (大学 ポスドク) 外国人名 (University researcher) 技術員 1 名 選考中
3 年間の研究開発費 の予想総額及び平成 1 3 年度の算定額	

研究開発実施体制については、選定された後にご相談させていただくこととなります。

(p /)

(様式6)

代表研究者の業績あるいは論文リスト

今までの研究開発における業績の成果あるいは学術誌等に発表した論文のうち重要なもの5件程度を選んで、現在から順に年次を過去に遡って記入して下さい。

申請者本人が筆頭となるものについては番号に 印を付けて下さい。

業績リスト(担当者(共同で進めた担当者は全て記入して下さい)・業績内容あるいは主要な論文リスト〔著者(著者は全て記入してください)・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年〕

参考となる文献等の情報

応募した研究開発課題を理解する際に参考となるような、文献等の情報がありましたら挙げて下さい。

参考となる文献等の情報(著者・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年)

(p /)

(様式7)

助成等の有無

(申請予定のものを含みます)

代表研究者が、下記の研究推進事業で採択された研究課題グループの一員となり、自己の研究資金として年間一千万円以上受けている場合、機関名、研究テーマ名、金額(年間)をお書き下さい。

- ・科学研究費補助金、科学技術振興調整費
- ・科学技術振興事業団、日本学術振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、情報処理振興事業協会(IPA)、生物系特定産業技術研究推進機構(IAM)、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(医薬品機構)、通信・放送機構(TAO)、運輸施設整備事業団等の特殊法人による大型の研究開発推進制度

その他

バイオインフォマティクス推進事業研究開発に応募した理由、研究開発に際してのご希望、ご事情その他について、自由に記述してください。

(p /)

(別添5)

(研究開発計画書作成要領)

バイオインフォマティクス推進事業

研究開発計画書

応募分野 _____

研究開発課題 _____

平成 年 月 日

代表研究者氏名 _____ 印

代表研究者所属機関名 _____

1. 研究開発の実施体制

研究開発実施体制のイメージ（別添2）及び研究開発実施のための契約等の種類を参考にして、研究機関別に 研究開発題目、研究開発項目、契約形態、事業団との共同研究開発契約または、受託研究開発契約の区分、及び研究機関の予想される契約窓口を記入して下さい。

（注）研究開発に係わるタイトルは以下の3つがあります。

- ・研究開発課題：研究開発チーム全体のタイトル、応募時に決定
- ・研究開発題目：研究者が属する研究機関が行う研究開発のタイトル、機関と契約を締結する際に必要
- ・研究開発項目：研究者個人が担当する研究開発のタイトル

（記入例）

（1）共同研究開発の場合

国立研究所

研究開発題目： の開発及び の構築

研究開発項目： の開発、 の構築

契約形態：J S Tとの共同研究開発契約

予想される契約窓口： (T e l , F a x)

（2）受託研究開発の場合

大学

研究開発題目： の開発及び の構築

研究開発項目： の開発、 の構築

契約形態：J S Tからの委託（受託）研究開発契約

予想される契約窓口： (T e l , F a x)

2. 3年間の所要額

（3年間の所要額を事業団と契約を結ぶ研究機関別に記入して下さい。）

（記入例）

（単位：千円）

研究機関	H13年度 (6月頃から)	H14年度	H15年度	計
大学				
大学				
研究所				
合計				

各年度の所要額には次の費用が含まれます。

情報機器・ソフトウェア導入費

・情報機器（ハードウェア）、ソフトウェア、その他研究開発用備品等の費用

業務委託者

・ソフトウェア作成の一部を外部のソフトウェア会社等に委託する費用

消耗品費

通信・運搬費

・研究開発に必要なコンピュータ利用料、回線費、運送費、郵送費等

光熱水料

研究員等人件費（技術員を含む）

・事業団と契約を結んだ研究機関が、自ら雇用する研究員の人件費

・事業団が雇用契約を結び、研究機関に派遣する研究員の人件費

旅費

・研究開発に必要な旅費（外国出張旅費及び外国人の招聘旅費も含む）

学会参加費、雑費等

・図書購入費、論文投稿料、学会参加費、雑費等

一般管理費

・大学等が委託研究開発を受けるに際して必要とする一般管理費

但し、国立大学は0%（事業団から各大学へ一般管理費免除の申し出を行う）、

私立大学のみ例外的に5%程度の申請を認めます。

なお、契約金額は課題ごとの研究開発費のうち、事業団が手当する部分を除いた金額となります。

3. 研究開発スケジュール

（3年間の研究開発スケジュールを記入してください。）

（記入例）

	H13年度	H14年度	H15年度
1. の研究	—	—	
2. の開発		—	
3. の研究			—

4. その他

（研究開発を進める上での特記事項や要望などがあれば、記入してください。）

以上